

e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の 申請書 取りやめの届出書		納税番号
(宛先) 埼玉県 県税事務所長	(フリガナ) 本店所在地	〒 電話 ( )
	県内における 主たる事務所 等の所在地	〒 電話 ( )
	(フリガナ) 法人名	
	法人番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	
(地方税法第53条第50項前段 地方税法第72条の32の2第1項前段)の規定に該当することになったので、e L T A Xによる 申告が困難である場合の特例を申請します。		
申請内容	特例の適用を受けることが 必要となった事情	
	特例の指定を受け ようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
	電気通信回線の故障、災害そ の他の理由によりe L T A X を使用することが困難である 事情が生じた日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe L T A Xを使用することが困難であることを明らかにする書類	
(地方税法第53条第57項 地方税法第72条の32の2第8項)の規定により、e L T A Xによる申告が困難である場合の特 例の適用をやめますので届け出ます。		
届出内容	特例の承認を受けた日又 はその承認があつたもの とみなされた日	年 月 日
	特例の適用を受けること をやめようとする理由	
その他の参考事項		

備考 e L T A Xとは、地方税法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。